

26港総総第2201号

平成26年12月25日

日本共産党港地区委員会

委員長 千葉一成様

前区議会議員 いのくま 正一様

くらし・雇用の相談室長 小池あい様

日本共産党港区議員団

大滝実様

熊田ちづ子様

風見利男様

沖島えみ子様

港区長 武井雅昭

緊急要望書について（回答）

2014年11月21日付緊急要望書について、別紙のとおり回答します。

(1) 子ども達に豊かな育ちを保障するために

- 1 待機児童をなくすために区立認可保育園を増設すること。新たな私立認可保育園は、都有地や国有地などを使って、園庭のある保育園とすること。

区は、平成27年10月に、田町駅東口北地区に区立しばうら保育園を開設します。

今後の施設整備については、保育需要の動向等を勘案し、これまでの実績を踏まえた多様な手法を組み合わせて検討してまいります。

また、都有地や国有地を活用した私立認可保育園の誘致については、今後も引き続き、東京都、国との連携を密にして情報の把握に努め、検討してまいります。

- 2 私立認可園の園庭、プールの確保について

この間誘致された私立の認可園では、園庭がない、プール遊びのできるスペースのない保育園がほとんどです。子ども達の健やかな成長を保障するためにも区の施設（学校・幼稚園を含む）の使用など園庭・プールの確保を行うこと。

区では、私立認可保育園に対して、区立認可保育園との合同によるプール利用や、スポーツセンター、公園等の区有施設の利用について、利用のあっせんなどの支援を行っております。

本年10月に各私立認可保育園の今年度の利用状況や来年度の利用希望について調査を行ったところ、来年度についても同様の支援を依頼されております。

今後も引き続き、私立認可保育園への支援を行ってまいります。

- 3 保育園の保育料の引き上げは行わないこと。

保育料は、保護者の負担能力に応じて徴収するという応能負担の原則がとられています。

区では、平成10年以降、保育料の改定を行っていませんが、区の保育料の最高額は最も低い水準であり、保育園の運営費に対する保育料収入の割合は平成25年度決算で、12.4%にとどまるなど、受益者負担の観点からも、利用者に適正な保育料負担を求めていくことが必要な状況にあります。

子ども・子育て支援新制度における、利用者負担の仕組みは、これまでの保育園運営費に対する国徴収金基準額の考え方と同様ですが、国徴収金基準額は、平成22年度に新たに上位階層として第8階層を新設し、これまでの上限額が80,000円から104,000円に30%増額され、区の保育料とは乖離が広がっており、区の負担に影響を与えていることから、上限額の引き上げを行います。

- 4 認可保育園の保護者への保育料の助成については現在の２段階でなく、２万円、２万５千円、３万円、３万５千円、４万円と所得に応じた助成となるよう改善すること。

認証保育所の保育料助成制度につきましては、見直しについて、現在検討を進めております。

- 5 保育園での幼児教育を保障するために、３・４・５歳児クラスの職員を増やすこと。

認可保育園における職員の配置につきましては、保育の充実のため、区の独自の基準により、区立認可保育園の１歳児クラスは、国の基準では児童６人に対して職員１名の配置となっていますが、区では、児童５人に対して職員１名を配置しております。

また、私立認可保育園におきましても、１歳児クラスにおいて、児童５人に対して職員１名を配置するために必要な経費を助成しております。

今後も保育園における保育環境や保育の質の確保に努めてまいります。

- 6 区立幼稚園の３歳児保育の定員を増やすこと。

区では、幼稚園教育需要の高まりや幼児人口の増加が続く中、４歳からの２年保育を希望する幼児については全て受け入れることを優先させながら、質の高いきめ細かな幼児教育を提供するために、公私立幼稚園全体で受入体制の充実を進めているところです。

区立幼稚園の３歳児保育の定員については、平成２７年度に南山幼稚園で２０名、三光幼稚園で２０名、中之町幼稚園で１４名、合計５４名増員します。平成２８年度には、青南幼稚園で１４名増員する予定です。

今後も、幼児人口の推移や各幼稚園の教育活動や施設環境、地域の状況などを十分に考慮しながら、引き続き３歳児の定員増に努めてまいります。

- 7 すべての区立幼稚園で３歳児保育を実施すること。

区立幼稚園の３歳児保育については、現在、区立幼稚園１２園中、８園で実施しています。平成２７年度については、幼稚園の施設の状況を確認し、多目的室等を保育室に転用が可能な三光幼稚園及び南山幼稚園の２園で、新たに３歳児保育を実施いたします。

今後も、施設環境等を考慮しながら、３歳児保育の実施に努めてまいります

8 学童保育の充実を図ること

① 待機児童をなくすための整備を早急に行うこと。

学童クラブの児童数は、平成26年3月の港区子ども・子育て支援ニーズ調査結果等を踏まえ、平成27年度は2,074名、31年度には2,511名になるものと見込んでいます。

学童クラブの整備については、平成27年4月に学童クラブを新たに3か所開設するほか、平成27年9月には、青南小学校において放課GO→クラブせいなんを開設します。

今後も、就学児童数の推移や学童クラブの入会率の変化を見極め、待機児童が生じないように、適切に対応してまいります。

② 対象児童が6年生まで拡大されることに合わせ、運動や、学習の場の環境整備を行うこと。

児童福祉法の改正に伴い、平成27年4月から新たに4年生から6年生までの高学年児童が学童クラブ事業の対象となります。このため、今後の学童クラブ事業の利用ニーズが急激に拡大することが予想されております。

区では、学童クラブを必要とする児童・家庭の利用希望にお応えできるよう新たな学童クラブの設置や、既存クラブの定員拡大を計画的に進めるとともに、事業の質を高める観点から、高学年児童の利用を見据えたプログラムの充実や、場の確保に努めてまいります。

③ 学童の指導員は、専門指導員を配置すること。

平成26年10月に制定した「港区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」では、資格や一定の経験を有する「放課後児童支援員」を児童の数に応じて適切に配置し、児童の指導にあたることと定めております。さらに放課後児童支援員は、都道府県知事が実施する研修を受講し、認定を受けるなど、より専門性を高めるしくみとしております。

区では、条例の基準を踏まえ、放課後児童支援員の専門性の向上と適正配置に努めてまいります。

9 医療費の無料化を高校生まで拡大すること。

子ども医療費助成は、子育て支援策の一環として、子どもの保健の向上と健やかな育成を図ることを目的とした制度であり、病気にかかりやすい義務教育就学期間までを対象としております。

義務教育終了後は、医療機関に受診する割合も低くなることから、助成対象を拡大することは現在のところ考えておりませんが、今後もさまざまな施策を通じて、総合的な子育て支援に努めてまいります。

10 子育て世代の家賃助成を行うこと。

区では、安心して子どもを産み、育てることができる環境を整備するため、子育て支援施策の充実に取り組んでまいりました。その成果として、区内の就学前児童人口は、5年前と比較して30%以上もの増加となるなど年々増加傾向にあり、今後もさらに年少人口の増加が続くと見込まれております。

現時点では家賃助成は考えておりませんが、港区子ども・子育て支援事業計画（素案）で示した将来像「安心して子育てができ、未来を担うすべての子どもたちが健やかに成長できる地域社会」を目指し、さらなる子ども・子育て支援施策の質、量の充実と、様々な子育て環境にある保護者へのきめ細かな支援の充実に取り組んでまいります。

11 安心して学べるよう義務教育の負担軽減を図るために

① 学校給食の無料化、高い修学旅行費用への補助を実施すること。

学校給食は、学校給食法に基づき実施しており、学校給食の運営経費のうち、施設整備費や人件費以外の食材費については、保護者が負担すべきとされています。

現在、区では、安全で安心な食材を確保するという観点から減農薬や有機栽培の野菜や果物、米を一部公費で購入しています。受益者である保護者に一定の負担をしていただくことは、学校と保護者の両者の協力により、学校給食を円滑に実施していくためにも必要であり、給食費を無料にすることは考えておりません。

修学旅行費用の補助については、区は経済的理由により就学困難と認められる準要保護世帯に対し、就学援助制度のなかで修学旅行費として支給しています。

また、卒業アルバム作成費の補助をはじめとする港区独自の「学習活動保護者負担軽減事業」など、さまざまな保護者負担軽減事業を行っております。他の自治体と比較しても内容は充実しており、すべての生徒への修学旅行に対する補助については考えておりません。

② クラブ活動費、PTA会費、生徒会費を就学援助制度の補助対象とすること。

保護者負担の軽減につきましては、就学援助制度と区独自の保護者負担軽減事業を併せ、総合的な観点からそのあり方を考える必要があります。

区では、生活保護の要保護者に対し、国の補助金支給費目にはない、卒業記念ア

アルバム購入費と修学旅行支度金を支給するほか、要保護者に準じて生活に困窮していると認められる準要保護者の修学旅行実費分の全額を支給するなど、制度の充実を図っております。

さらに、就学援助制度とは別に、保護者負担軽減事業として、すべての児童・生徒に対し、移動教室や夏季学園の体験学習費等を公費負担しております。

クラブ活動費等3つの援助費目の追加については、総合的視点から、その必要性を含めて検討してまいります。

③ 入学準備助成金制度（小学校3万円、中学校5万円）を設けること。

港区では、経済的理由により就学困難と認められる準要保護世帯に対し就学援助制度のなかで、新入学学用品費を支給しています。また、卒業アルバム作成費の補助をはじめとする港区独自の「学習活動保護者負担軽減事業」など、さまざまな保護者負担軽減事業を行っております。他の自治体と比較しても内容は充実しており、小中学校の入学準備助成制度の創設については考えておりません。

12 豊かな教育環境を確保するよう施策の充実を図るために

① 急増する児童を受け入れられるよう学校施設を拡充すること。

区の人口推計に基づく児童・生徒数の推計を踏まえ、内部改修や増築により学校施設を整備し増加する児童の受入れに努めます。新たな学校の整備の必要性につきましては、対応策について早急に検討してまいります。

② 区独自に1クラス30人以下の少人数学級を段階的に実現すること。

今年度に引き続き、区では、東京都の学級編制基準に基づき、小学校第1・2学年、中学校第1学年での35人学級の実施を予定しています。区独自で30人以下の少人数学級にすることはできませんが、今後、国及び東京都の動向を注視し、必要に応じて適切に対応してまいります。

③ リーディングアドバイザースタッフは職員とし、児童数に応じた配置にすること。

リーディングアドバイザースタッフは、子どもたちの読書活動の支援を行うことを目的に、保護者や地域の中から学校図書館の運営に力を貸していただける方に、協力を仰ぐ形で、スタートした経緯があります。現在のところ、学校図書館を支える有償ボランティアとしてのリーディングアドバイザースタッフの取組を充実させていく考えです。

一方、国は、来年4月の改正学校図書館法の施行後、学校司書としての資格や養成の在り方について検討を行い、必要な措置を講ずることとしております。

区としては、国の検討結果及び措置の状況を踏まえ、リーディングアドバイザーリースタッフのあり方について研究していきます。

なお、リーディングアドバイザーリースタッフの配置にあたっては、児童生徒数や施設など、各校の状況を踏まえて適切に対応していきます。

④ スクールカウンセラーは、常駐して相談に応じられるようにすること。

スクールカウンセラーによる教育相談は、いじめ・不登校の未然防止に寄与することはもとより、児童・生徒、保護者が抱える心の悩みの早期解決の一助となっています。

現在、全小中学校に都費スクールカウンセラーが週1日配置されております。区では、児童・生徒の数が増加していることや、相談内容の要因が複雑、多岐にわたり様々な案件が発生していることを踏まえ、港区独自に学校規模に応じた区費スクールカウンセラーを週1日もしくは隔週1日で配置し、学校のカウンセリング機能の向上に努めております。

今後も、港区の児童・生徒の実態を踏まえ、心身の健全な発達のため、スクールカウンセラーを活用した児童・生徒の心に寄り添った支援を行っていきます。

常駐については、現在のところ考えておりませんが、今後の研究材料としてまいります。

(2) 漂流する高齢者をひとりもつくらないために

1 必要な人には、申請待ちでなく生活保護の活用を積極的にすすめること。

各地区総合支所では、民生委員・児童委員、ふれあい相談員、高齢者相談センター等の関係機関との連携により、生活に困窮されている方を積極的に把握し、生活保護の相談に努めております。

2 生活保護基準の1.2倍以内の収入世帯の医療費・介護費の負担軽減をはかること。

区では、国民健康保険の医療費の一部負担金や介護保険の利用者負担について、生活保護基準額の1.15倍を基準額として、災害や事業の廃止等により生活が困難になった場合に減免する制度を設けております。

また、非課税世帯であること等を要件とした介護保険ホームヘルプサービス等の

利用者負担金助成事業など港区独自の利用者負担を軽減する制度も設けております。

区は、高齢者施策として、区独自の新たな負担軽減策は考えておりませんが、今後も既存の制度の周知に努め、個々の相談に丁寧に対応してまいります。

3 70歳以上の医療費を無料にすること。

国は、世代間の公平を図る観点から、平成26年4月以降、70歳から74歳までの被保険者について、特例措置により1割としていた一部負担金を、新たに70歳になる被保険者から段階的に2割とする見直しを行っております。

これらのことから、70歳以上の方の医療費の一部負担金について、区独自に無料化することは困難であると考えております。

4 「ふれあい相談員」を各地域で、当面2人増員すること。

ふれあい相談員は、平成25年度までは区内5地区に2名ずつ、合計10名を配置していましたが、平成26年度から訪問対象の世帯数が多い高輪地区について1名増員して3名体制とし、合計11名の配置としています。

訪問対象となる高齢者世帯のうち、実際に面会できた割合である「訪問率」については、平成25年度の実績で93.6%と高い数字となっており、現在の人数で体制は整っていると考えております。

今後も区は、ふれあい相談員の活動を通じ、高齢者一人ひとりに寄り添い、きめ細かな相談活動に努めてまいります。

5 健康を維持してもらうための支援について

① 地域で気軽に健康維持活動ができるよう、民間プールを活用したアクアウォークなどへの支援を行うこと。

区は現在、港南いきいきプラザでプールを活用した水中トレーニング講座を介護予防事業として実施しています。

また、本年12月に開設する介護予防総合センターでは、併設施設であるスポーツセンターと連携し、プールを活用したアクアウォークなどの事業を行う予定です。

民間プールの活用は考えておりませんが、新しいスポーツセンター等のプールを活用して、より魅力的な介護予防プログラムを実施し、積極的に周知することで、多くの高齢者に参加いただけるよう努めてまいります。

② 家事援助サービスの利用を拡大すること。

家事援助サービスについては、介護保険制度の訪問介護と同様のサービスであることから、平成24年度から介護保険制度を優先して利用することとしました。

このことから、家事援助サービスの利用時間の拡大については考えておりませんが、今後も、高齢者が安心して自立した生活ができるよう、介護保険制度の周知に努めてまいります。

6 介護保険料の引き上げは行わないこと。

介護保険制度では、サービスを提供するために必要な財源を、介護保険法で定められた割合により、介護保険料と公費によって負担することとなっております。この制度に基づき、今後、区の介護保険料を設定してまいります。

7 介護保険から排除される要支援1・2の方への介護支援を後退させることなく、継続・充実させること。

介護保険制度の改正に伴い、要支援者に対する予防給付の訪問介護、通所介護は、全国一律の給付事業から、区市町村が取り組む地域支援事業に移行します。

区は、今後の要支援者への取り組みについて、新たな港区高齢者保健福祉計画（素案）の中に示しており、引き続き、既存の介護事業所によるサービスの提供を継続し、要支援者の多様な生活支援のニーズに対応してまいります。また、ボランティアやNPO、民間事業者等の多様な担い手によるサービスを提供できる仕組みづくりに取り組んでまいります。

8 高齢者集合住宅を建設すること。

区は現在、シティハイツ六本木の改築に併せて、高齢者の在宅生活を支えるために必要な、安否確認や生活相談などの高齢者集合住宅の機能に、食事の提供サービスを加えたサービス付き高齢者向け住宅の整備を進めております。

また、新たな港区基本計画（素案）において、認知症高齢者が日常的な援助を受けながら生活できる、認知症高齢者グループホームの整備についても、2箇所計画計上しております。

今後、区は、高齢者集合住宅を整備する予定はありませんが、高齢者が住み慣れた地域で、安心して住み続けられるよう、高齢化に伴う支援を受けられるサービス付き高齢者向け住宅など、高齢者の多様な住まいの確保に努めてまいります。

9 高齢者世帯居住安定支援事業は期限をつけないこと。

高齢者世帯等居住安定支援事業は、民間賃貸住宅に居住している高齢者世帯等が、取壊しにより立退きを求められ、区内の住居に転居した場合、転居後の家賃等の一部を助成する事業です。

事業発足当時にあった再開等による立退きは沈静化したことから、当初の役割は果たしたものと判断し、新規受付は平成18年3月31日で終了しました。

本事業の新規受付を再開することは考えておりませんが、サービス付高齢者向け住宅など多様な住まいの確保に努めるとともに、民間賃貸住宅のあっせんや公的な住宅の案内などにより、丁寧に対応してまいります。

10 高齢者の民間賃貸住宅家賃助成を行うこと。

区は高齢者の住まいの確保を進め、また、区立住宅の募集における優遇措置を実施するなど、住宅の確保に配慮が必要な高齢者に対する支援を行っております。

このことから、民間賃貸住宅に居住する高齢者に対して、家賃の一部を助成することは考えておりませんが、今後も、高齢者の多様な住まいの確保に努めるとともに、民間賃貸住宅のあっせんや公的な住宅の案内などにより、丁寧に対応してまいります。